

国民年金のお知らせ

7月1日から新年度分の免除申請受付開始！

☆保険料を納める事が経

☆「保険料免除制度」とは

済的に難しいとき

免除申請を行い、日本

国民年金には保険料の「免除」「納付猶予」の制度があります。一部の納付が免除されま

未納が多くなると、「老

害年金」

一部免除の場合は、保

「障害年金」「遺族年金」が受けられない場合があります。未納扱いとな

☆免除の期間について

7月から翌年の6月ま

「免除申請者本人」「申

で一つの年度として取扱います。

(今年度は6月までは28年度、7月からは29年度で扱います)

☆免除申請の対象者

「免除申請者本人」「申

請者の配偶者」「世帯主」の

前年所得により判定されます。また、失業や災害などにより承認される場合もあります。

●一部免除を承認された保険料額（月額）

| 一部免除の段階 | 納付する保険料 |
|---------|---------|
| 4分の3免除 | 4,120円 |
| 半額免除 | 8,250円 |
| 4分の1免除 | 12,370円 |

☆「納付猶予制度」

30歳未満の方（28年7月以降の保険料からは、50歳未満に拡大）で、保

険料の納付が困難な方に対して、その期間の保険

料の納付が猶予されます。申請者本人と配偶者の前年所得に応じて承認の可否が判定されます。

●納付猶予制度の承認基準額（前年所得）

| | |
|------|-------|
| 納付猶予 | 57万円 |
| 学生特例 | 118万円 |

※扶養親族により基準額が緩和されます。

☆「学生納付特例制度」

20歳以上の学生で、前年の所得が一定以下の方は、在学中の保険料の納付が猶予されます。

また、会社を退職して学生となられた方は失業を考慮した審査が受けられます。

☆追納をおすすめします！

国民年金には追納制度があり、10年以内なら各種免除・猶予を受けた保険料の納付ができます。

追納することで、老齢基礎年金の年金額に算入されます。ただし、3年度目以降（26年度以前）の追納は、当時の保険料に加算額が上乘せされます。



参考：平成28年分追納金額（月分）

| | |
|--------|---------|
| 納付猶予 | 16,260円 |
| 全額免除 | 16,260円 |
| 4分の3免除 | 12,190円 |
| 半額免除 | 8,130円 |
| 4分の1免除 | 4,060円 |